

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	33
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	33
○特定調達契約に係る入札の公告.....（漁業管理課）	34
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	35
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	35
○道路の供用の開始.....（道路課）	35
○準都市計画区域の指定.....（都市計画課）	36
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	36
道立江差病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	37
道立子ども総合医療・療育センター告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	37
苫小牧地方環境監視センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	39
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達に係る入札の公告.....	39
道人事委員会規則	
○北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則.....	40
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	41
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	43
○一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....	46
○北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与関係人事委員会規則の整備に関する規則.....	46
道警察旭川方面本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	52
告 示	

北海道告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成20年2月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年2月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
東郷北部	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道上川支庁
歌 登	草地整備 [担い手中核型]（区画整理）	北海道宗谷支庁
ヤマウス 同	[公共牧場中核型]（区画整理、農業用道路）	同

北海道告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年2月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年2月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
桜 岡	ため池等整備 [一般型]	北海道上川支庁
津別東部	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（土層改良、暗きょ排水）	北海道網走支庁
早 来 同	[担い手支援型]（農業用排水施設）	北海道胆振支庁
幌 岡 同	[担い手支援型（単独土層改良）]（暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁

北海道告示第76号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 船舶用燃料及び潤滑油

(ア) A重油 J I S 1種2号 1ℓ当たりの単価

(イ) 軽油 J I S 2号 1ℓ当たりの単価

(ウ) 潤滑油

a シェルリムラF B30又は同等品 1ℓ当たりの単価

b シェルリムラF B40又は同等品 1ℓ当たりの単価

c シェルロテラS X40又は同等品 1ℓ当たりの単価

イ 数量（調達予定数量）

(ア) A重油 J I S 1種2号 1,143,000ℓ

(イ) 軽油 J I S 2号 693,500ℓ

(ウ) 潤滑油

a シェルリムラF B30又は同等品 11,000ℓ

b シェルリムラF B40又は同等品 6,000ℓ

c シェルロテラS X40又は同等品 5,200ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所 稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、根室港及び網走港

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 船舶用燃料及び潤滑油は、次に掲げる港で給油可能なこと。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、根室港及び網

走港

(5) A重油と軽油の給油に際しては、1回の給油量が3,000ℓ以上可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年2月8日から2月28日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎10階 水産林務部1号
会議室（郵便等による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央
区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 平成20年3月26日（水）午前11時（送付による場合は、必
着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う
郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北
海道水産林務部水産局漁業管理課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Fuel and lubricant for marine engine

a . Nature: a unit price per liter

- (a) Fuel oil A (JIS class 1, No. 2)
(b) Gas oil (JIS No. 2)
(c) Lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent)
(d) Lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent)
(e) Lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent)

b . Quantity :

- (a) Approximately 1,143,000 liter fuel oil A (JIS class 1, No. 2)
(b) Approximately 693,500 liter gas oil (JIS No. 2)
(c) Approximately 11,000 liter lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent)
(d) Approximately 6,000 liter lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent)
(e) Approximately 5,200 liter lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent)

B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 26, 2008

C . Contact : Fisheries Management Division, Department of Fisheries and Forestry,
Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido
060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5486

北海道告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年2月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡和寒町（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び和寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年2月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 上猿払清浜線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
稚内市大字宗谷村字珊内161番1地先から 稚内市大字宗谷村字珊内161番1地先まで	前	22.00mから 26.99mまで	143.96m	――
	後	25.00mから 31.55mまで	143.96m	――

北海道告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年2月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 恵庭岳公園線 北海道札幌土木現業所	恵庭市盤尻石狩森林管理署5131林班い11小林班地先から 恵庭市盤尻石狩森林管理署5131林班い11小林班地先まで	平成20. 2. 8

道道 夕張新得線 勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署1203林班り 同
北海道旭川土木現業所 小班地先から勇払郡占冠村字ニニウ原野130番5地先まで 午前11時

北海道告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定により、次のとおり準都市計画区域を指定する。

平成20年2月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 準都市計画区域の名称 倶知安準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

- (1) 虻田郡倶知安町字花園1番、3番、5番から13番まで、14番の一部、30番、40番の一部、41番の一部、42番、43番の一部、44番から47番まで、70番の一部、74番の一部、76番の一部、77番、78番、79番の一部、82番、109番の一部、111番、117番、118番、119番の一部、120番
- (2) 虻田郡倶知安町字旭119番の一部、130番、131番の一部、132番の一部、133番から137番まで、138番の一部、141番の一部、142番の一部、143番の一部、146番から153番まで、155番の一部、156番の一部、165番から173番まで、176番、179番から181番まで、183番、185番から187番まで、189番から193番まで、195番から200番まで、219番、220番、223番から232番まで、237番の一部、238番の一部、272番、273番、276番、279番から281番まで、282番の一部、284番、285番、286番の一部、303番、305番、306番、312番、314番から318番まで、323番、349番、351番、356番、361番、371番から373番まで、384番、385番、387番から393番まで、394番の一部、395番の一部、396番、398番の一部、399番、403番から413番まで、415番から424番まで、437番の一部、439番、445番
- (3) 虻田郡倶知安町字岩尾別18番の一部、21番の一部、24番の一部、25番の一部、26番の一部、27番、28番の一部、44番、46番、48番から59番まで、61番から63番まで、64番の一部、67番の一部、69番から80番まで、82番、120番から123番まで、126番、128番から152番まで、154番、156番から176番まで、177番の一部、178番、179番の一部、180番から214番まで、219番から240番まで、241番の一部、242番から250番まで、251番の一部、253番、255番から262番まで、264番から270番まで、272番から290番まで、292番から294番まで、296番から299番まで、302番、304番、305番、309番から313番まで、315番、317番から325番まで、327番、328番の一部、329番の一部、330番の一部、339番、343番の一部、344番の一部、345番から348番まで、351番、354番の一部、355番、357番から359番まで、361番、362番、369番の一部、370番、372番、374番から376番まで、378番、380番、381番、387番、389番、390番の一部、403番
- (4) 虻田郡倶知安町字山田1番、3番、11番、13番、14番、17番、19番から21番まで、24

番から35番まで、37番、38番、42番から46番まで、48番、50番の一部、51番、54番から66番まで、68番から76番まで、80番から83番まで、86番から91番まで、93番から105番まで、107番、108番、110番から127番まで、130番から135番まで、137番、150番の一部、152番、154番、155番、161番から167番まで、169番から172番まで、174番、177番から179番まで、181番の一部、182番、183番の一部、184番、185番、188番の一部、189番から193番まで、195番の一部、196番の一部、217番から220番まで、224番から226番まで、236番、1526番、1527番、2396番、2400番

- (5) 虻田郡倶知安町字樺山1番、3番から5番まで、7番から15番まで、17番、19番から21番まで、23番、27番、30番、31番、34番から38番まで、44番、46番から59番まで、62番から65番まで、67番から69番まで、71番から73番まで、75番から81番まで、83番から91番まで、93番から106番まで、108番、110番から112番まで、114番から116番まで、118番から128番まで、130番から134番まで、138番から147番まで、150番から158番まで、163番、166番、172番、177番から186番まで、188番、189番、192番、193番、196番、198番から211番まで、213番、214番、216番から218番まで、223番から225番まで、227番、228番、230番、232番、236番、238番から241番まで、243番、245番、252番、258番から260番まで、262番から266番まで

（北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く準都市計画区域図のとおり）

支 庁 告 示**北海道後志支庁告示第3号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年2月8日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル複写機 1台
- 2 落札を決定した日
平成20年1月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 有限会社川端文化堂
(2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目18
- 4 落札金額
1,123,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告 平成19年12月21日付け北海道後志支庁告示第51号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道上川支庁告示第9号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成20年2月8日 北海道上川支庁長 富 樫 秀 文 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック(7t級4×4、S、G)1台(除雪ダンプ7t級、4×4、S1台と交換) 2 随意契約の相手方を決定した日 平成19年12月14日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 日産ディーゼル旭川販売株式会社 (2) 住 所 旭川市末広1条15丁目5番26号 4 随意契約に係る契約金額 20,447,300円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約による理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	富士通株式会社の医療事務システム「HOPE/ＳＸ－Ｊ」又はこれと同等の機能を有する医療事務システムを基幹システムとする医事会計システムを搭載した電子計算機器の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 2 落札を決定した日 平成20年1月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士通リース株式会社 (2) 住 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 4 落札金額 388,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年12月11日付け北海道立江差病院告示第18号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立江差病院庶務課 (2) 所在地 檜山郡江差町字伏木戸町484番地
道 立 江 差 病 院 告 示	道立子ども総合医療・療育 セ ン タ ー 告 示
北海道立江差病院告示第2号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年2月8日 北海道立江差病院長 中 田 智 明 1 落札に係る物品等の名称及び数量	北海道立子ども総合医療・療育センター告示第4号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成20年2月8日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 工 藤 亨 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立子ども総合医療・療育センター庁舎清掃業務 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書、業務仕様書及び委託業務処理要領による。 (3) 契 約 期 間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 履 行 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6号 北海道立子ども総合医療・療育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成18年2月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令等(委託料の減額を含む。)を受けていないこと。
- (4) 財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度による認定業者であること。
- (5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者であること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分)の決算において1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年2月8日から3月14日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 006-0041
札幌市手稲区金山1条1丁目240番6号
北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6号
北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

(2) 入札日時 平成20年3月21日 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

(2) 所在地 郵便番号 006-0041
札幌市手稲区金山1条1丁目240番6号
電話番号 011-691-5696

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
Cleaning of rooms in the Hokkaido Medical Center for Child Health and Rehabilitation
- B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 21, 2008
- C . Contact : General Affairs Division, Hokkaido Medical Center for Child Health and Rehabilitation, 1-1-240-6 Kanayama Teineku, Sapporo, Hokkaido, 006-0041 Japan.
Phone : 011-691-5696

苫小牧地方環境監視
センター告示

苫小牧地方環境監視センター告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年2月8日

苫小牧地方環境監視センター所長 内 田 道 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
大気環境電子情報処理組織の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成20年1月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 東日本電信電話株式会社
 - (2) 住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 4 落札金額
1,260,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年12月18日付け苫小牧地方環境監視センター告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 苫小牧地方環境監視センターシステム技術課
 - (2) 所在地 苫小牧市字静川173番地の6

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月8日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 敏 光

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
複写機の賃貸借
ア 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
イ 調 達 台 数 18台

ウ 調 達 予 定 枚 数 1台につき1か月当たり平均9,300枚

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することが有り得る。
- (4) 納入場所及び台数 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。
 - (5) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。
 - (6) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給の体制が整備されているものと認められること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年2月8日から2月29日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階
入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山
6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校
管理係）

(2) 入 札 日 時 平成20年3月14日 11時（送付による場合は、平成20年3月
13日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

ただし、入札説明書の交付に代えて、当該入札説明書の内容
を記録した電磁的記録を電子メールにより送信することもでき
るので、電子メールによる送信を希望する場合は、その旨を契
約担当組織に電子メール（アドレス：kamikyo.somu1@pref.
hokkaido.lg.jp）で申し出ること。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借を一括して実施するものとし、落札決定に当たっ
ては、有効な入札をした者のうち、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151
条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当
たりの賃貸借の基本料金の入札金額（単価）に、複写1枚当たりの入札金額（単価）に調
達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1
をいう。）を用いても差し支えない。

9 そ の 他

北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-4944

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : copying machine 18 1set.

B . Bidding date and time : 11 : 00 A. M., March 14, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than March 13, 2008)

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau
of Education, Hokkaido office of Education Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido,
079-8612, Japan.

Phone : 0166-46-4944

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月8日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則17-6

北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のよう
に改正する。

題名中「育児休業」を「育児休業等」に改める。

第1条中「育児休業に」を「育児休業等に」に改める。

第2条の見出し中「育児休業」の次に「又は育児短時間勤務」を加え、同条中「第3条第
4号」の次に「又は第11条第5号」を加える。

第4条中「北海道人事委員会規則7-405」の次に「。以下「初任給等規則」という。」
を加える。

本則に次の3条を加える。

（育児短時間勤務ができる勤務の形態）

第5条 条例第12条の人事委員会規則で定める日数は、12日とする。

2 条例第12条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。

（短時間勤務職員の給料月額の特例）

第6条 短時間勤務職員（条例第19条第2号に規定する短時間勤務職員をいう。）の条例第
23条第1項に規定する人事委員会規則で定める号俸は、初任給等規則第11条から第17条ま
での規定を適用した場合に得られることとなる号俸とする。ただし、特別の事情によりこ
れにより難しい場合にあっては、任命権者は人事委員会と協議して定める号俸とすることが

できる。

（通勤手当の減額）

第7条 条例第23条第4項、第6項及び第8項の人事委員会規則で定める者は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（規則の分類の一部改正）

2 規則の分類（北海道人事委員会規則1－0）の一部を次のように改正する。
本則中「17－の系列 育児休業」を「17－の系列 育児休業等」に改める。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月8日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－66

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項、次条及び第6条の2において」を「以下」に改める。

第4条を次のように改める。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第4条 第2条の規定は、条例第2条第2項で規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第5条の見出しを「（宿日直勤務及び超過勤務）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第9条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、前項第2号に掲げる勤務（同項第3号で準ずる勤務とされたものを含む。）を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に対し、当該職員ごとの当該勤務に従事する回数が月内において5回を超えることその他やむを得ない事情により当該勤務を命じることができない場合とする。

3 条例第9条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第6条の2を次のように改める。

（年次有給休暇の日数）

第6条の2 条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる

職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合は、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、条例第2条第3項で規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び同条第4項で規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に条例第2条第2項、同条第3項及び第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第7条第1項第2号中「任期付職員（」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) 再任用職員及び任期付職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第7条の2中「者（」の次に「条例第20条の非常勤職員からの採用職員を含む。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3 別表第2の左欄に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

める日数とする。

(1) 当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合 条例第13条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数

(2) 当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日数（当該日数が当該変更前に付与されていた年次有給休暇の当該変更の日の前日における残日数を下回る場合は、当該残日数）

ア 当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたとき 条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の当該右欄に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

イ 当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたとき 当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の当該右欄に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

第8条中「20日」の次に「（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、第6条の2の規定による日数）」を、「残日数」の次に「（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が当該年の翌年の初日にその勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条第2号の規定を当該変更される場合に適用したときに得られる率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）」を加える。

第9条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次のアからウまでに掲げる勤務の形態の区分に応じ、当該アからウまでに定める時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員及び人事委員会が別に定める場合を除く。） 8時間

第11条第1項第11号中「2時間以内」の次に「（短時間勤務職員にあっては、1日の勤務時間が4時間以下の勤務日においては1日1回30分、1日の勤務時間が4時間を超える勤務日においては1日2回合わせて1時間以内）」を加え、同項第13号中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、24時間）」を削り、同項第14号中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）」を削り、同項第16号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第4項中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る同項第13号及び第14号の休暇にあっては、1時間）」を削り、同条に次の3項を加える。

5 1日を単位とする第1項第13号及び第14号の休暇は、1回の勤務時間に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

6 1日を単位とする第1項第15号の休暇は、1日に8時間以上の勤務時間が割り振られている場合において、当該勤務時間のうち8時間以上の時間を勤務しないときに使用するものとする。

7 1時間を単位として使用した第1項第13号から第15号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間

第13条に次の1項を加える。

5 第11条第5項及び第7項の規定は、組合休暇を使用する職員について準用する。この場合において、第11条第5項中「第1項第13号及び第14号の休暇」とあり、及び同条第7項中「第1項第13号から第15号までの休暇」とあるのは、「組合休暇」と読み替えるものとする。

第22条中「、第4条」を削る。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条の3関係）

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の	勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日
---	-----------------------

日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率	附 則 （施行期日） １ この規則は、平成20年４月１日から施行する。
(2) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合		（経過措置） ２ この規則による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第11条第１項第13号の人事委員会が定める期間（当該期間の初日を除く。）又は同項第14号に規定する出産予定日の前日から起算して８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後８週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用したこの規則による改正前の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第１項第13号又は第14号の休暇及び同日前に使用した同項第15号の休暇については、新規則第11条第１項第13号から第15号までのそれぞれの休暇として使用されたものとみなす。
(3) 育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）を終える場合		
(4) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率	
(5) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合		北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年２月８日
(6) 育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合		北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則
(7) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合	勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を８時間とみなした場合の１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率	北海道人事委員会規則13-67 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。 第２条第１項中「次項、次条及び第６条の２において」を「以下」に改める。 第４条を次のように改める。 （育児短時間勤務職員等についての適用除外）
(8) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合	勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を８時間とみなした場合の１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率	第４条 第２条の規定は、条例第２条第２項で規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。 第５条に次の２項を加える。 ２ 条例第９条第１項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、前項第２号に掲げる勤務（同項第３号で準ずる勤務とされたものを含む。）を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に対し、当該職員ごとの当該勤務に従事する回数が月内において５回を超えることその他やむを得ない事情により当該勤務を命じることができない場合とする。 ３ 条例第９条第２項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 第６条の２を次のように改める。

(年次有給休暇の日数)

第6条の2 条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合は、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、条例第2条第3項で規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び同条第4項で規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)) 160時間に条例第2条第2項、同条第3項及び第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第7条第1項第2号中「任期付職員(」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日数
 - ア 当該年の初日に職員となった場合 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数
 - イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 再任用職員及び任期付職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第7条の2中「者(」の次に「条例第20条の非常勤職員からの採用職員を含む。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3 別表第2の左欄に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日

ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。))が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合 条例第13条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数
- (2) 当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日数(当該日数が当該変更前に付与されていた年次有給休暇の当該変更の日の前日における残日数を下回る場合は、当該残日数)

ア 当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたとき 条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までで使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の当該右欄に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

イ 当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたとき 当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までで使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の当該右欄に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

第8条中「20日」の次に「(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、第6条の2の規定による日数)」を、「残日数」の次に「(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が当該年の翌年の初日にその勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条第2号の規定を当該変更される場合に適用したときに得られる率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。))」を加える。

第9条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。
- 3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 - (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
 - (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次のアからウまでに掲げる勤務の形態の区分に応じ、当該アからウまでに定める時間数
 - ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間 ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間 (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間） (4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員及び人事委員会が別に定める場合を除く。） 8時間 第11条第1項第11号中「2時間以内」の次に「（短時間勤務職員にあっては、1日の勤務時間が4時間以下の勤務日においては1日1回30分、1日の勤務時間が4時間を超える勤務日においては1日2回合わせて1時間以内）」を加え、同項第13号中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、24時間）」を削り、同項第14号中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）」を削り、同項第16号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第4項中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る同項第13号及び第14号の休暇にあっては、1時間）」を削り、同条に次の3項を加える。 5 1日を単位とする第1項第13号及び第14号の休暇は、1回の勤務時間に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。 6 1日を単位とする第1項第15号の休暇は、1日に8時間以上の勤務時間が割り振られている場合において、当該勤務時間のうち8時間以上の時間を勤務しないときに使用するものとする。 7 1時間を単位として使用した第1項第13号から第15号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間 (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあつては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間） (3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間 第13条に次の1項を加える。 5 第11条第5項及び第7項の規定は、組合休暇を使用する職員について準用する。この場合において、第11条第5項中「第1項第13号及び第14号の休暇」とあり、及び同条第7項中「第1項第13号から第15号までの休暇」とあるのは、「組合休暇」と読み替えるものとする。 第22条中「、第4条」を削る。 別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。 別表第2（第7条の3関係）	<table> <tr> <td>(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合</td><td rowspan="3">勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</td></tr> <tr> <td>(2) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合</td></tr> <tr> <td>(3) 育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）を終える場合</td></tr> <tr> <td>(4) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合</td><td rowspan="2">勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</td></tr> <tr> <td>(5) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合</td></tr> <tr> <td>(6) 育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合</td><td rowspan="2">勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</td></tr> <tr> <td>(7) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合</td></tr> <tr> <td>(8) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合</td><td>勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</td></tr> </table>	(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率	(2) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合	(3) 育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）を終える場合	(4) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率	(5) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合	(6) 育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率	(7) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合	(8) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合	勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率												
(2) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合													
(3) 育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）を終える場合													
(4) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率												
(5) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合													
(6) 育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率												
(7) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合													
(8) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合	勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率												

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第11条第1項第13号の人事委員会が定める期間（当該期間の初日を除く。）又は同項第14号に規定する出産予定日の前日から起算して8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用したこの規則による改正前の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第13号又は第14号の休暇及び同日前に使用した同項第15号の休暇については、新規則第11条第1項第13号から第15号までのそれぞれの休暇として使用されたものとみなす。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月8日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則18－1

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則18－0）の一部を次のように改正する。

第10条中「の時間帯」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従った時間帯（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の時間帯）（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第6条の規定に基づき休憩時間を置かなければならない場合にあつては、当該休憩時間の時間帯を除く。））」を加え、第11条第2号中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。））」を「勤務時間等条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年2月8日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1152

北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与関係人事委員会規則の整備に関する規則

（北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「定める数」の次に「（次項に掲げる場合を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第16条第1項の規定により読み替えて適用する場合における条例第30条の2第3項に規定する人事委員会規則で定める日数及び人事委員会規則で定める数は、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める。

別記様式その2備考第3項中「第3項」の次に「（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第16条第1項により読み替えて適用する場合又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付条例」という。）第10条第9項若しくは育児休業条例第23条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。））」を加え、同様式備考第6項中「条例第14条の4第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。））」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 再任用短時間勤務職員（条例第14条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
- (2) 特定育児短時間勤務職員等（育児休業条例第16条第1項により読み替えられた条例第14条第3項に規定する特定育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）
- (3) 育児短時間勤務職員等（育児休業条例第16条第1項により読み替えられた条例第14条第3項に規定する育児短時間勤務職員等のうち、前号に掲げる者を除く。以下同じ。）
- (4) 任期付短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は任期付条例第4条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）

別記様式その2備考第7項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、特定育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加え、同様式備考に次の1項を加える。

8 育児短時間勤務職員等に係る休日等以外の日数の1/2とは、その月の初日

から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数を考慮して人事委員会規則で定める日数の2分の1をいう。

(北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-28)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第3条第2項」を「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第3項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下勤務時間等条例第3条の規定について規定する場合において同じ。)」に改め、同条に次の2項を加える。

4 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等に対する第2項の規定の適用については、同項中「7,350円」とあるのは「7,350円に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「6,090円」とあるのは「6,090円に算出率を乗じて得た額」とする。

5 前項の規定は、任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第4条の規定により採用された職員をいう。)について準用する。この場合において、同項中「第3条第2項」とあるのは「第3条第4項」と読み替えるものとする。

第2条の4中「定める数」の次に「(次項に掲げる場合を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 育児休業条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する場合における条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める日数及び人事委員会規則で定める数は、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める。

別記様式その6の1備考第3項中「第2項」の次に「(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第16条第2項により読み替えて適用する場合又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号。以下「任期付条例」という。)第10条第10項若しくは育児休業条例第23条第10項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同様式備考第6項中「条例第6条第3項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」とい

う。)」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 再任用短時間勤務職員(条例第6条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)
- (2) 特定育児短時間勤務職員等(育児休業条例第16条第2項により読み替えられた条例第6条第3項に規定する特定育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
- (3) 育児短時間勤務職員等(育児休業条例第16条第2項により読み替えられた条例第6条第3項に規定する育児短時間勤務職員等のうち、前号に掲げる者を除く。以下同じ。)
- (4) 任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は任期付条例第4条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)

別記様式その6の1備考第7項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、特定育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加え、同様式備考中第8項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 育児短時間勤務職員等に係る休日等以外の日数の1/2又は1/3とは、その月の初日から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数を考慮して人事委員会規則で定める日数の2分の1又は3分の1をいう。

(北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-29)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「)第2条第2項」を「。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項」に改め、同条に次の2項を加える。

3 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等に対する第1項の規定の適用については、同項中「1万1,760円」とあるのは「1万1,760円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「5,850円」とあるのは「5,850円に算出率を乗じて得た額」と、「1万7,640円」とあるのは「1万7,640円に算出率を乗じて得た額」と、「6,440円」とあるのは「6,440円に算出率を乗じて得た額」と、「8,820円」とあるのは「8,820円に算出率を乗じて得た額」と、「3,950円」とあるのは「3,950円に算出率を乗じて得た額」と、「7,140円」とあるのは「7,140円に算出率を乗じて得た額」とする。

4 前項の規定は、任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成

3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第4条の規定により採用された職員をいう。)について準用する。この場合において、同項中「第2条第2項」とあるのは「第2条第4項」と読み替えるものとする。

第6条の5中「定める数」の次に「(次項に掲げる場合を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 育児休業条例第16条第3項の規定により読み替えて適用する場合における条例第8条第2項に規定する人事委員会規則で定める日数及び人事委員会規則で定める数は、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める。

別記様式その2の1備考第3項中「第8条」の次に「(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。))第16条第3項により読み替えて適用する場合又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号。以下「任期付条例」という。))第10条第11項若しくは育児休業条例第23条第11項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同様式備考第7項中「条例地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 再任用短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)
- (2) 特定育児短時間勤務職員等(育児休業条例第16条第3項により読み替えられた条例第8条第2項に規定する特定育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
- (3) 育児短時間勤務職員等(育児休業条例第16条第3項により読み替えられた条例第8条第2項に規定する育児短時間勤務職員等のうち、前号に掲げる者を除く。以下同じ。)
- (4) 任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は任期付条例第4条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)

別記様式その2備考第8項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、特定育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加え、同様式備考に次の1項を加える。

9 育児短時間勤務職員等に係る休日等以外の日数の1/2とは、その月の初日から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数を考慮して人事委員会規則で定める日数の2分の1をいう。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-137)の一部を次のよう

に改正する。

第6条第1項中「掲げる額」の次に「(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。))第2条第2項若しくは第8条第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。))第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例について規定する場合において同じ。))の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の調整額に関する規則(北海道人事委員会規則7-188)の一部を次のように改正する。

第3条中「(道職員給与条例第5条第11項又は警察職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員にあつてはその額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額、学校職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員にあつてはその額に北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項の規定について規定する場合において同じ。))の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再任用短時間勤務職員(道職員給与条例第5条第11項、学校職員給与条例第6条第11項又は警察職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)

前項中「得た額」とあるのは、「得た額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。))第2条第3項若しくは第8条第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。))第3条第3項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下学校職

員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。)の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。)前項中「得た額」とあるのは、「得た額に道職員勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(3) 任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第4条の規定により採用された職員をいう。)前項中「得た額」とあるのは、「得た額に道職員勤務時間等条例第2条第4項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1105)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「)第2条第2項の」を「。以下「道職員勤務時間等条例」という。)第2条第3項の」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「、学校職員勤務時間等条例第3条第1項」を「学校職員勤務時間等条例第3条の規定について規定する場合」に、「得た額)」を「得た額、北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に道職員勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」に改める。

附則第3項第3号中「第4条第5号」を「第4条第1項第6号」に改め、同号イ中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第7条 管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-267)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「定める額」の次に「(育児短時間勤務職員等(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第15条第1項に規定する育児短時間勤務

職員等をいう。以下同じ。)にあつてはその額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。)第2条第2項若しくは第8条第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。)の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第4条の規定により採用された職員をいう。)にあつてはその額に道職員勤務時間等条例第2条第4項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加え、同条第2項中「、その額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項」を「その額に道職員勤務時間等条例第2条第3項」に、「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項の規定について規定する場合において同じ。)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を」「学校職員勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第8条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1127)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては当該経過措置基準額に道職員勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に」に改める。

(給与の支給に関する規則の一部改正)

第9条 給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-280)の一部を次のように改正する。

第16条の3の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「道職員給与条例第14条第3項」の次に「(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。))第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)」を、「学校職員給与条例第14条第3項」の次に「(育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)」を、「第16条第3項」の次に「(育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)」を加える。

第16条の4第1号中「という。)」の次に「及び育児休業条例第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下この条において「育児短時間勤務職員等」という。)」を加え、同条第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

第22条の2第3項中「(道職員給与条例第5条第11項又は警察職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては8時間に道職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間、学校職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては8時間に学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)」を削り、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 再任用短時間勤務職員(道職員給与条例第5条第11項、学校職員給与条例第6条第11項又は警察職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)

前項中「8時間」とあるのは、「8時間に道職員勤務時間等条例第2条第3項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等(育児休業条例第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)

前項中「8時間」とあるのは、「8時間に道職員勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

(3) 任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第

110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第4条の規定により採用された職員をいう。)

前項中「8時間」とあるのは、「8時間に道職員勤務時間等条例第2条第4項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

第23条第9号中「北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に改める。

第27条第2項に次の1号を加える。

(5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第15条の規定により読み替えられた道職員給与条例第5条第2項、学校職員給与条例第6条第2項及び警察職員給与条例第6条第2項に規定する算出率をいう。第29条の6第2項第4号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第29条の6第2項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

別表第2任期付職員条例第7条第1項の給料表の項中「以上の」を「以上の号俸及び任期付職員条例第7条第3項(育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「3号俸の給料月額」を「3号俸」に、「1号俸の給料月額」を「1号俸」に改め、同表任期付研究員条例第5条第1項の給料表の項中「以上の」を「以上の号俸及び任期付研究員条例第5条第4項(育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「3号俸の給料月額」を「3号俸」に、「1号俸の給料月額」を「1号俸」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第10条 通勤手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-284)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第11条第2項第3号」の次に「(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下この項において「育児休業条例」という。))第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を、「第10条の2の4第2項第3号」の次に「(育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を、「第13条第2項第3号」の次に「(育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

(特勤勤務手当等に関する規則の一部改正)

第11条 特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7-357）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第5条第2項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を当該各項に規定する異動又は部局の移転の日における道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して

得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは、「給料の月額に道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を当該各項に規定する異動又は部局の移転の日における道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第12条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則 7-1118）の一部を次のように改正する。

附則第12項を第13項とし、同項の前に次の一項を加える。

12 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等についての附則第3項から前項までの規定の適用については、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第13条 義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-462）の一部を次のように改正する。

第3条中「（学校職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 再任用短時間勤務職員（学校職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。） 前項中「定める額」とあるのは、「定める額に北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時

間等条例」という。）第3条第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）の規定により定められたその者の勤務時間を学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。）前項中「定める額」とあるのは、「定める額に学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(3) 任期付短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第4条の規定により採用された職員をいう。）前項中「定める額」とあるのは、「定める額に学校職員勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第14条 管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-791）の一部を次のように改正する。

第1条中「読み替えられる」を「読み替えて適用する」に改める。

第2条第1項第2号ア中「第7条第3項」の次に「（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第3号ア中「第5条第4項」の次に「（育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

（給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第15条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条第9号オ中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 切替日以降に育児休業法第10条に規定する育児短時間勤務（次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第4条第1項中第5号を第6号とし、同項第4号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項

第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（前条第1項に定める職員に該当する者については教職調整額を加えた額。）に相当する額に、道職員勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（前条第1項に定める職員に該当する者については教職調整額を加えた額。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則19-0）の一部を次のように改正する。

第12条から第16条までを削り、第17条を第12条とする。

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月8日

北海道警察旭川方面本部長 渡 辺 政 則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

レギュラーガソリン	J I S 2号	237,100 ℓ
ハイオクガソリン	J I S 1号	3,900 ℓ
軽油	J I S 1号	20,300 ℓ
エンジンオイル	ガソリン用マルチグレードS L級	
	ディーゼル用マルチグレードC F級	1,500 ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
(4) 納 入 場 所 給油票等を提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
(4) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
(5) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
(6) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）が可能なこと。

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察旭川方面本部庁舎	旭川市1条通25丁目487-6	半径3 km
北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場	旭川市近文町17丁目2699-5	半径5 km
北海道警察旭川方面本部交通課交通機動隊	旭川市住吉町7条1丁目3-1	半径5 km
北海道警察旭川方面旭川中央警察署	旭川市6条通10丁目左10号	半径3 km

- (7) 旭川市内の警察署を除く全道の各警察署管内で給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。
(8) 旭川市内で休日、祝日においても給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年2月8日から3月10日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487-6

北海道警察旭川方面本部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察旭川方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市1条通25丁目487-6 北海道警察旭川方面本部3階会議室（送付による場合は、郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487-6 北海道警察旭川方面本部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成20年3月21日 午前10時（送付による場合は、平成20年3月21日午前9時必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道警察旭川方面本部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察旭川方面本部のホームページ（<http://www.asahikawahonbu.police.pref.hokkaido.jp/>）から閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487-6
電話番号 0166-35-0110 内線 2232

10 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured: unit price per liter :

- a . Gasoline for automobiles (JIS2) 237,100 liters
b . Gasoline for automobiles (JIS1) 3,900 liters
c . Light oil (JIS1) 20,300 liters
d . Oil for engines (for gasoline : class SL multi-grade type, for diesel: class CF multi-grade type) 1,500 liters
B . Bid submission time and date : 10:00 A. M., March 21, 2008
C . For further information please contact : Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters, 487-6, 25-chome,
1-jo doori, Asahikawa, Hokkaido, 078-8511 Japan.
Phone : 0166-35-0110 Extension 2232
-